

「明治期の地方官の書簡」を読む

はじめに（時代背景）

- ・慶応3年（1867）10月徳川慶喜の大政奉還により江戸幕府は消滅した。新政府は慶応4年（1868）7月に江戸を東京と改め、同年9月8日明治と改元した。
- ・新政府は政権をにぎると、国家権力を中央に集中しようとして、版籍奉還（明治2年）、廃藩置県（明治4年）を断行した。
- ・廃藩置県があっても管轄地域は旧来のままであったので、明治4年（1871）11月諸県の統廃合により、中央集権国家に相応した府県制が整備される。
- ・本県域では明治4年11月14日に埼玉県と入間県が置かれた。
- ・入間県令第3代河瀬秀治が群馬県令を兼ねたため、明治6年（1873）6月15日、入間県および群馬県が廃止され、熊谷県が新設された。
- ・明治9年（1876）8月21日に熊谷県が廃止され、旧入間県の地が埼玉県に統合された。これより前に千葉県の一部の地域の埼玉県編入もあり、明治9年8月にほぼ現在の埼玉県域が確定した。
- ・熊谷県以前の群馬県域と栃木県に入っていた3郡を合わせて第2次群馬県（現在の群馬県域）が誕生した。

1 史料について

（1）白根家文書

- ・総点数536点。
- ・埼玉県令を勤めた白根多助と、その子息で地方官・南埼玉郡長等を勤めた勝二郎の書簡類が中心。松方正義内務卿など政府の要人や、県内から登用した職員からの手紙が多く残されている。
- ・特に明治10年代前半に書記官であった吉田清英から多助へ宛てたものが多い。
- ・今回は群馬県令楫取素彦から白根多助へ出された書簡を読む。

（2）白根多助（しらね たすけ）文政2年（1819）－明治15（1882）

- ・長州藩（山口県）出身。明治4年（1871）11月の埼玉県設置時に権参事となり、初代野村盛秀県令が病没した後の第2代県令となる。没するまでの8年余に及ぶ在任中、常に民意を意識しながら草創期の県政の基礎を築き、後々まで「徳望の県令」と慕われた。

（3）楫取素彦（かとり もとひこ）文政12（1829）－大正1（1912）

- ・長州藩（山口県）出身。明治7年（1874）に熊谷県権令、同9年（1876）4月に県令となり、同年8月より群馬県令となる。明治17年（1884）までの在任中、特に産業の発達と教育の普及という面で大きな功績を残した。白根とは同じ藩校明倫館に学び、隣県の県令として、個人的にも親しく交流していた。

2 語句解説

- ・罷出（まかりいづ）…①貴人の前などから退出する。②参上する。
- ・水辺小亭（みずべしょうてい）…前橋にあった楫取素彦の別荘楽水園のことと思われる。県庁の北方約1キロ、利根川が見渡せる小高い場所にあったという。
- ・頓首（とんしゅ）…書簡文や上表文などの終尾に書いて敬意をあらわす語。
- ・座右（ざゆう）…手紙の宛名のわきにそえて敬意をあらわす語。
- ・湯島梅園町（ゆしまうめぞのちょう）…明治2（1868）～昭和40年（1965）の町名。湯島天神社地門前を解消して成立。明治11年（1878）本郷区、昭和22年（1947）文京区に所属。昭和40年現行の湯島2～3丁目となる。
- ・杉民治（すぎみんじ）…楫取素彦の義兄。吉田松陰の実兄。楫取素彦は吉田松陰の妹と結婚している。
- ・赤城牧社（あかぎぼくしゃ）…群馬県赤城山にあった牧牛社。明治8年（1877）旧前橋藩士加藤良夫が熊谷県からの指導を受けて興した。
- ・侍史（じし）…①貴人の傍に侍する書き役。右筆。②手紙の脇付の語。侍史を経て差し上げる、すなわち相手に直接差し上げることをはばかりという謙譲の意を表わす。

- ・二白（にはく）…再び申し上げる意で、手紙の追書の初めに用いる語。追申・追伸。二伸。
- ・鶴声（かくせい）…（多く、「御一」の形で）相手または尊敬すべき人の言葉を敬つていう語。
- ・尊台（そんだい）…手紙などで、目上の人を敬つていう語。貴台。あなたさま。
- ・不備（ふび）…書簡文の末尾に添える語。文意が不完全であるの意。不具。不一。
- ・明府（めいふ）…地方長官の敬称。中国では太守・県令をいう。府君。

3 高崎士族騒動（群馬県庁移転問題）

- ・明治9年8月21日に発足した第2次群馬県の県庁は高崎に移った。しかし、県庁舎に最適だった旧高崎城が陸軍省の管轄となって鎮台分営が置かれていたため、庁舎は寺院等に分散せざるを得なかった。県行政を円滑に運営するためには一か所で機能的に仕事が行われる必要があった。
- ・これに先立ち、熊谷県時代から前橋の生糸商人ら有志が前橋への県庁誘致運動を行っていた。県令楫取素彦は①県職員住宅の建設、②師範学校の建設、③医学校・衛生局の設立等の条件を出したところ前橋の有志は受け入れた。
- ・そこで楫取素彦は前橋移転を決断し、内務卿大久保利通に伺書を提出し、明治9年9月21日付で前橋に仮庁を置くという県布達を出した。
- ・高崎住民の反発に対して楫取は地租改正の事務が終わるまでの一時的な移転と説明。
- ・その後、5年間の経験で前橋での県政の便利さは明らかだとし、楫取は明治13年11月11日内務省へ県庁位置換えの上申を出し、これが認められて明治14年2月16日県庁を前橋に正式に移すという太政官布告が出された。
- ・高崎住民は驚き、再三の嘆願もすべて却下されたため態度を硬化させた。
- ・明治14年8月11日朝、1千余人の高崎住民が県庁に押し掛けた。楫取は面会を拒否したため、高崎住民は行政裁判を起したが、最終的に県側が勝訴し、県庁位置は前橋に確定することとなった。この問題は長くしこりを残した。

4 古文書の内容要約

史料①「楫取素彦書簡（今晚面会御断）」（白根家文書 No.10）

- ・年不詳10月21日、前橋を来訪した白根多助へ出された書簡。
- ・到着した晩に白根を訪ねようとしたが昨今の心配事や来客のため行けなくなったことと、翌日午後に白根夫妻を茶会に招待したい旨を知らせている。

史料②「楫取素彦書簡（高崎士族ノ動向）」（白根家文書No.1）

- ・明治14年8月9日、前橋の楫取から東京湯島の自宅で療養中の白根多助へ出された書簡。大きく分けて3つのことを述べている。
- ・病氣療養中の白根を気遣う挨拶。
- ・群馬県下の高崎士族が商人を扇動して騒動を起こした、格別心配はないが、聞き分けが無いのは困る。
- ・萩の杉民治へ掛け合ってもらった一件はどうなったか、御病中なのですでに申し入れていたでいるので、自分から直接文通するようにする。
- ・赤城牧社の製粉牛乳を馬車便で6瓶差し上げる。乳質が良いので陸軍病院等でも求められているようなものなのでお試しいただきたい。

史料③「楫取素彦書簡（高崎士族騒動）」（白根家文書No.13）

- ・明治14年9月3日、前橋の楫取から東京湯島の白根へ。本文と別紙がある。
- 本文
 - ・時候と病氣見舞いの挨拶。
 - ・昨日（杉）民治からの8月24日付の手紙で本人が納得したことが知らされた。民治から白根へも直ぐに返答があったと聞いている。御病氣中、種々御手数をおかけしたことを詫げる。今後は都合を聞いて本人を出京させるので、もう心配なされませんように。
- 別紙
 - ・高崎一件も泣き寝入りの様相となった。一時は内務省へ直訴に及ぼうとしていたが、今は上等裁判所へ持ち込む準備をしているようだ。もう格別のことはないだろうが、貧窮士族がいる限りは面倒の絶え間がないので困りものである。